令和4年1月24日 資料№8 建 設 常 任 委 員 会

土 木 課

港区無電柱化推進計画(素案)について

1 計画改定の背景

区は、平成7年6月に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行されたことを受け、計画的に電線類の地中化を推進するため、平成8年4月に「港区電線類地中化に関する基本方針」を策定しました。その後、電線共同溝の技術革新を踏まえ、平成17年4月に「港区電線類地中化整備基本方針(以下「基本方針」といいます。)」と名称を変更して改定しました。基本方針は、東日本大震災を教訓とした災害対策や安全・安心なまちづくりや良好な景観形成に資するため、平成26年3月に改定したものです。

一方、近年における災害の激甚化に対する防災性の向上、子どもや高齢者、障害者などあらゆる歩行者に対する安全で快適な歩行空間の確保など、その必要性がさらに高まっています。そのため、平成28年12月には「無電柱化の推進に関する法律(以下「法」といいます。)」が施行され、国、地方公共団体等の責務や無電柱化の推進に関する計画の策定等について、新たに規定が整備されたことから、国は平成30年4月に法に基づく「無電柱化推進計画」を策定し、令和3年5月に改定しています。また、東京都は、令和3年6月に「東京都無電柱化計画」を改定し、都道だけではなく区市町村への財政支援や技術支援を拡充するなど、積極的に無電柱化を推進していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、区は、無電柱化をより一層効果的、効率的に推進するため、現行 の基本方針を、法第8条第2項の規定により「港区無電柱化推進計画」として改定します。

2 港区無電柱化推進計画のポイント

(1)計画の位置付け(本編P3)

本計画は、「法第8条第2項」に規定された無電柱化推進に関する計画として、区における無電柱化に関する基本的な方針、計画期間、計画目標等必要な事項を定めます。

(2)計画の期間(本編P4)

本計画の計画期間は、令和4年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。

(3)めざす将来像と計画の目標(本編P14~P17)

アーめざす将来像

基本方針のめざす将来像を引き続き継承し、本計画においても「災害に強いまち」 「誰もが安全・安心で快適に移動できるまち」「美しい街並みのあるまち」をめざす将来 像に掲げます。

イ 計画の目標

無電柱化に必要な事業期間は設計から道路整備まで長期にわたることから、本計画では、計画期間の令和13年度までに、無電柱化事業に着手、継続整備または完了する延長を18kmとします。なお、無電柱化事業が完了する延長を9kmとして定めます。

(4)整備方針(本編P23)

めざす将来像の実現に向け、次の4つの整備方針に沿って無電柱化を推進します。

ア 限られた道路空間の中で無電柱化事業を推進するため、路線に応じた整備手法や整備

方式の適切な活用

- イ 工期短縮に向けた効率的な整備手法や整備方式の活用
- ウ 工事費縮減に向けた整備手法や整備方式の活用
- エ 沿道住民等との協力・協働のもと、関係機関等との連携強化による無電柱化の推進
- (5)整備方針を実現する具体の施策(本編P24~P30)

整備方針を実現するため、整備方針に沿った8つの施策を示します。

(6)優先整備地域及び優先整備路線の選定(本編P31~P34)

無電柱化を計画的かつ重点的に進めるため、めざす将来像に加え、無電柱化整備の実現性を踏まえ、優先的に整備する地域や路線を選定します。

ア 優先整備地域の選定要件

めざす将来像に基づく評価項目の該当数が多い地域を優先整備地域とします。

イ 優先整備路線の選定要件

優先整備地域内のうち、以下の要件に該当する路線を優先整備路線とします。

- ・ 幅員2.5m以上の歩道で、電線共同溝方式での整備が可能な路線
- ・ 公共用地等の活用、もしくは面的整備により整備が可能な路線
- ・ ソフト地中化方式による整備が可能な路線

なお、優先整備地域外においても、評価項目の該当数が多い路線及び区間について、上記の要件に該当する場合は、優先整備路線とします。

(7)無電柱化の推進に向けた取組等(本編P35~P37)

無電柱化の更なる推進を図るため、無電柱化の専門知識を有する外部機関の技術を活用します。さらに、開発事業者等に対して引き続き、無電柱化を指導します。

また、区の財政負担が大きいことから、国庫補助や都費補助の財政支援制度を活用し 計画的かつ継続的に無電柱化を推進します。

(8)計画の推進と進捗管理(本編P38~P40)

区道の無電柱化を計画的に進めるため、関係者等との協働や連携を強化し、無電柱化を 推進するとともに、PDCAサイクルを循環することで、無電柱化の継続的な整備を図り ます。

- 3 検討経過(会議体等における検討の経過)(本編P42)
 - 港区無電柱化推進計画検討委員会(学識経験者・街づくりに関係する区職員の課長級等で構成)令和3年9月21日から同年12月3日まで延3回開催
 - 港区無電柱化推進計画検討部会 (街づくりに関係する区職員の係長級で構成) 令和3年10月6日から同年11月25日まで延3回開催
- 4 今後のスケジュール(予定)

令和4年2月1日パブリックコメントの実施~令和4年3月2日(広報みなと 2/1 号に掲載)令和4年3月検討委員会及び検討部会の開催令和4年3月「港区無電柱化推進計画」改定

第1章 港区無雷柱化推進計画 について 太編P1~P4

災害の発生によって、電柱が倒壊することにより、道路閉塞や電線切断を引き起こし、避難や救急活動、 物資輸送の支障となるとともに、電力・通信サービスの安定供給が妨げられる恐れがあります。また、道路上に設置され ている電柱は、歩行空間を狭めており、歩行者や重いすなどの安全かつ円滑な交通の妨げとなっているほか、電柱や輻そ うする電線類が、良好な都市景観を損なう要因となっています。

無電柱化は、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しい街並みの形成を目的として、推進します。

位置付け 無電柱化の推進に関する法律第8条第2項に規定されている無電柱 化推進計画として、港区における無電柱化に関する基本的な方針、計画期間、計 画目標、施策等、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項などを定めます。

期間 令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

第2章 現状と課題

本編P5~P13

無電柱化の現状

◆区内の無雷柱化進捗状況

国道(約15km):全てで無電柱化が完了 都道(約49km) :約43kmの無電柱化が完了

区道(約219km):約56kmの無電柱化が完了 (区道の無電柱化率 約25%) ◆前方針に基づく優先整備路線 (約15km) の進捗状況

整備溶路線 約5km (33%) 整備着手路線 約6km (40%) 約4km (27%) 未着手路線

無雷柱化の課題

課題1 歩道幅員の狭さ

- ○電線共同溝設備の設置や地下空間への電線類等の収容のため、道路上 及び道路下に十分な空間が必要
- ○道路の緑化、自転車利用環境の整備、バリアフリーの推進との両立も 必要

課題2 長い事業期間

- ○設計から道路整備まで長期にわたる事業期間が必要
- ○区内では、ガスや水道など他のインフラ施設の移設工事が発生するこ となどを背景に、整備期間は7年程度を要している

課題3 多額の整備費用

○無電柱化には多額の費用が必要 (5.3億円/km% : 国土交通省試算) ※道路管理者負担3.5億円/km、電線管理者負担1.8億円/km

課題4 沿道住民の生活への影響

○地上機器の設置や周辺道路の交通規制、工事に伴う騒音、振動等が 長期にわたって発生し、沿道住民の生活に少なからず影響

第3章 めざす将来像

本編P14~P17

めざす将来像

計画の目標

整備目標 約18km

令和8年度約2.5km 整備完了約9㎞ 令和13年度 約6.5km

事業着手 約9km

第4章 整備方針と実現に向けた施策

本編P18~P30

整備手法と 整備方式

全ての区道において無電柱化の実現をめざすため、電線類が残存しない無電柱化手 法の一つである電線共同溝方式(地上機器)を原則として、無電柱化を推進します。 また、道路上に地上機器を設置できない場合に、街路灯などの柱体に変圧器等を添 架する方式であるソフト地中化方式の検証を進めます。

整備方針

限られた道路空間の中で無電柱化事業を推進するため、路線 に応じた整備手法や整備方式を適切に活用します。

十分な歩道幅員がない場合でも無電柱化を実現していくため、開発事業 等との連携、面的整備、道路外の公有地・民有地の活用等を推進

2 工期短縮に向けた効率的な整備手法や整備方式を活用します。

事業期間をできる限り短縮していくため、道路整備事業やライフライン 再構築事業等と連携して効率的に事業を推進

3 工事費縮減に向けた整備手法や整備方式を活用します。

無電柱化に要する費用の縮減に向け、既設の設備を活用したインフラ施 設の集約、他事業との連携により事業を推進

沿道住民等との協力・協働のもと、関係機関等との 連携を強化し、無電柱化を推進します。

沿道住民の生活への影響に配慮し、住民との合意形成、関係事業者との 連携強化を図り、事業を推進

電線類地中化以外による 無電柱化

電線類地中化による無電柱化

地上機器方式 ソフト地中化方式 ■ 検証 電線共同溝方式以外

SDGsのゴール 整備方針を実現する具体の施策

電線共同溝方式

(1)都市計画道路事業や道路整備事業との同時施工による整備

新規

(2)開発事業等との一体整備 拡充

*** 継続 (%)

との関係

(4)複数路線の一体的整備(面的整備)

(5)地上機器の道路区域外による整備

(3)既存ストック活用による整備

8 '⊛ 拡充

(6)道路幅員構成等の見直しと一体となった整備

拡充 *

(7)ライフライン設備の再構築事業と連携した整備

*** 継続

(8)沿道住民等と協力・協働した整備

™ ∰ 継続

優先整備地域及び 優先整備路線の選定

本編P31~P34

区道の無電柱化を計画的かつ重点的に進めるため、めざ す将来像とする「災害に強いまち」、「誰もが安全・安 心で快適に移動できるまち」、「美しい街並みのあるま ち」に加え「効率的に無電柱化の整備が可能な路線」の 4つの視点から、優先的に整備する地域や路線を選定

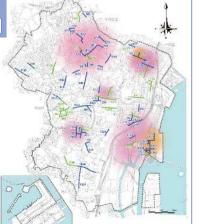
優先整備地域 → 優先的に無電柱化事業を実施 する地域

優先整備路線 → 優先的に無電柱化事業を実施 する路線

(路線墨品) (路線番号) 優先整備路線 (着手または維練整備 而的整備地域 優先整備地址

優先整備路線のうち、青点線 については、都市計画道路の 優先整備路線であり、都市計 画道路との同時施行により整 備を進めます。

優先整備地域のうち、面的整 備地域については、優先整備 路線に合わせ、周辺道路も含 め効率的に整備を進めます。



無電柱化の推進 第6章 に向けた取組等 P35~P37

◆無電柱化の推進に向けた取組

- 外部活力による無電柱化の推進
- →無電柱化の専門知識を有する外部機関の支援 を活用した事業推進
- ➡民間開発事業等における無電柱化の整備指導
- ●財政支援制度の活用
 - ➡国庫補助、都費補助等を活用した事業推進

◆今後の検討事項

- ■工事費削減や工期短縮につながる技術の検討 (管路浅層埋設、小型ボックス活用など)
- 電柱の新設禁止の検討

計画の推進 と進捗管理

P38~P40

◆推進体制

●区民、行政、開発事業 者等、関係機関が協 力・連携し、無電柱化



◆進捗管理

●事業の進捗状況を適切に管理するとともに、 上位計画や関連計画の策定状況等を踏まえ、 継続的に進捗管理を実施